

故に、天正十一年六月二日以前とし、而してその坂本に在りしは五月十一日以後なり。然れば麻阿姫の上洛は、秀吉の柳ヶ瀬役に勝ちて、四月廿二日前田利家と府中に會見せる直後に在りと見るべく、麻阿姫は當時十二歳なるを以て、後には秀吉の側室となるるも、初は人質たる意も多分に含まれたりしに非ざるか。又返し書中の五もじ(御文字)は、之を他の消息に徴するに、麻阿姫の妹にして秀吉の養女たる豪姫を指すなるべし。

六月四日。前田利家、能登の前田安勝に、戦局終決したるを以て將に七尾に歸陣すべきを報ず。

【高德公書翰】

一八一三

次兵衛殿御下之以後、以狀も不申候。無御心元候。然者彼身上之事、安土より申越子細候。七尾之儀者、人の出入もしげく候間、先穴水へ被越候て、ゆるくと御入候様に尤候。左候は扶持方以下、可然様に被仰付可被遣候。爰元もはや隙明候間、令歸陣可隨意候。恐々謹言。

(天正十一年)
六月四日

(上書)
前田安勝
五郎兵衛殿

(前田)
利家 在判
又 左 利家

(この文書に謂ふ所の次兵衛殿は、未だ何人なるかを詳かにせず。令歸陣は七尾に向かひてなるべし。) 六月六日。前田利家、鳳至郡穴水・南北の百姓に、墻用の杓を徴す。

【川島村文書】 鳳至郡

一八一四

五拾間斗之墻之用ニ候條、杓之如何にもながく直なるをきらせ、早々持せ可上候。急用に候之間、油斷有間敷者也。

(天正十一年)
六月六日

穴水・南北百姓中

(前田利家)
在 印

(この文書の年次は確實ならず。但し本年六月廿五日以後穴水に與へたる文書の印影皆同じきを以てここに叙す。穴水南北は穴水郷及び南北郷なるべし。) 六月廿五日。前田利家、鳳至郡穴水に、夫丸を

徴す。

【川島村文書】 鳳至郡

一八一五

夫丸之事

拾人 あな水臺所入分

右從七尾符中へ米を下候條、來廿八日ニ可着城者也。

天正拾壹年六月廿五日

(前田利家)
在 印

(七尾とあるは七尾城の意なるべし。)

七月八日。前田利家、珠洲郡飯田等四ヶ村の堂宇を毀ち、穴水・南北の百姓に命じて之を鹿島郡府中に漕運せしむ。

【川島村文書】 鳳至郡

一八一六

尙々いそぎの事候。不可有由斷者也。急令申遣候。仍而飯田・正院・上戸・直郷、此四ヶ村より堂をこぼち取候。廻舟之儀申付、彼地より府中まで可相届候也。

天正十一

七月八日

(前田利家)
在 印

穴水・南北百姓中

(本文に府中とすれども、利家の城を築きしは所口にして、その運漕せられたる佛堂は城内の建築に使用せられしなるべし。)

七月十二日。前田利家、珠洲郡直郷の百姓に命じ、觸使等に食料等を給すること勿らしむ。

【能登國古文書】

一八一七

在々へふれ使など候て越候て、まかなひ錢並あしな代などて、過分に取候由、太曲事候。此方より催促とて遣候敷、以印判不申付外は、牛馬人足並代を千疋と不可出候。若かくし候て出し候者、後々聞出候者、百姓の可爲曲事候。若無躰に申かくるもの候は、たしかにけうみ(交名)やうをしるし可注進候。急度可成敗候也。

天正十一

七月十二日

(前田利家)
在 印

直郷百姓中

七月十三日。片山宗秀、三輪吉宗をして、前田